

忠 岡 町
いじめ防止基本方針
(案)

平成 31 年〇月

忠岡町教育委員会

目次

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	2
1 いじめの定義	2
2 いじめの防止等に関する基本理念	3
3 いじめの未然防止	3
4 いじめの早期発見	4
5 いじめへの対処	4
第2 いじめの防止等のために町教育委員会が実施する施策	6
1 いじめ防止等のための組織の設置	6
2 いじめ防止等のために実施する施策	7
第3 いじめの防止等のために学校が実施する施策	7
1 「学校いじめ防止基本方針」の策定	7
2 学校におけるいじめの防止等のための組織の設置	8
3 学校におけるいじめの防止等に関する措置	8
第4 重大事態への対処	9
1 重大事態の報告	9
2 調査の主体と組織	9
3 調査結果の報告及び提供	10
4 町長による再調査等	10
第5 その他いじめの防止等のための対策に関する事項	10
資料	11

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。また、いじめは、重大な人権侵害事象として根絶すべき教育課題であり、児童生徒が自ら尊い命を絶つ可能性もある深刻な問題である。いじめは「どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであることを十分認識し、常に、いじめの実態を的確に把握し、未然防止、早期発見に努めるとともに、生起したいじめに対しては、「いじめは絶対許されない」との強い決意のもと、事実を正確に把握した上で、迅速かつ適切に対応することが重要である。

平成25年第183回国会において「いじめ防止対策推進法」が成立し、6月28日に公布、9月28日から施行された。この法律の第12条の規定及び国のいじめの防止等のための基本的な方針に基づき、忠岡町教育委員会としても、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、学校支援のための取組、保護者地域支援のための取組、関係機関との連携等について『忠岡町いじめ防止基本方針』を策定した。

平成31年〇月 忠岡町教育委員会

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

(1) いじめ防止対策推進法による定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。と定義されている。
<いじめ防止対策推進法（以下「法」という）第2条>

この場合の「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

(2) 留意点と具体例

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際に、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

そして、具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

2 いじめの防止等に関する基本理念

(1) いじめは絶対に許されない

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。いじめは、全ての子どもに起こりうる問題であり、「いじめは絶対に許されない」との強い姿勢が必要です。いじめの加害者はもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も許されるものではない。

(2) 対等で豊かな人間関係を築く

いじめを克服するためには、子どもたちがお互いの違いを認め合い、他者の願いや思いを共感的に受け止めることができるような豊かな感性を身につけていくことが大切である。あわせて、規範意識を高め、仲間とともに問題を主体的に解決するためのコミュニケーション能力を育成していく必要がある。

とりわけ学校では、対等で豊かな人間関係を築くための人権教育や道徳教育を粘り強く継続していくことが必要である。

(3) 地域社会全体で取り組む

いじめは学校だけの問題でなく、いじめ防止に向けて、学校・家庭・地域など全ての関係者が、それぞれの立場からその責務を果たし、一体となって真剣に取り組むことが重要である。

そのため、地域協働の活動を通じて、地域社会全体で、いじめを許さない環境（雰囲気）を生み出す必要がある。また、そうした社会との関わりの中で子どもに自分も他者もかけがえのない存在として大切にできる感性を育むことが大切である。

3 いじめの未然防止

(1) 大人の役割と責任を果たす

他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別するといった大人の振る舞いが、子どもに悪影響を与えるという指摘もある。

いじめの未然防止のためには、子どもを取り囲む大人一人ひとりが、それぞれの役割を自覚し、責任ある行動を率先してとることが大事である。

(2) 子どもの人権意識を育む

いじめを生み出さないために、子ども一人ひとりが違いを認め合い、お互いを尊重しあうことによって、いじめを許さない集団作りを進めていくことが必要である。

とりわけ学校では、児童生徒が目的を持った学校生活を送り、クラス集団や自主活動の集団の中で信頼と協調に基づく人間関係の中で、規律を守る力やコミュニケー

ション力を育てていくための取組みを、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの機会を通じて、総合的に推進していくことが必要である。

4 いじめの早期発見

(1) 小さな変化を見逃さない

未然防止の取組みを充実させても、現実にはいじめを根絶させる事は非常に困難である。したがって、いじめを早期に発見することが、事態を深刻化させる前にその芽を摘むという点から特に重要である。

いじめは他人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、他人が気づきにくく判断しにくい形で行われることがある。そこで、学校・家庭・地域が子どもの小さな変化に気付く力を高めることが必要であり、小さな兆候であっても、早い段階からの確に関わり持つことが何より大切である。

また、学校においては、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えることが大切である。

(2) 情報を共有し迅速に対応する

多くの場合、いじめの実態を把握することは個人では困難であるので、子どもの小さな変化やいじめの兆候を見つけた場合は、一人で抱え込むことなく、相談できる者と情報を共有し、迅速に対応する必要がある。特に、子どもが気づいたときには、学校・家庭・地域で気がねなく相談できる環境を整えることが大切である。

5 いじめへの対処

(1) 事実関係を確認し被害者のケアと安全確保を行う

いじめ（あるいはいじめの可能性）が確認された場合、まずはいじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全確保が最優先である。

そのため、日頃から様々な事態を想定し、状況に応じて機敏に対応できるよう関係者間で緊密に連携できる体制を整えておくことが大切である。その上で、いじめたとされる子どもに対して事実関係の確認を行う。

学校では、大阪府教育委員会作成の「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」なども参考に、町教育委員会や警察、福祉機関等との連携も含めた対応方針を決定し、組織として対応していく。

(2) いじめ行為には厳重な処分を行うとともに粘り強い指導を行う

いじめた児童生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であることを毅然とした姿勢で示すことが必要である。いじめた児童生徒には、自分の行為についてしっかりと振り返り、反省できる環境を整える必要がある。また、この際、大切なこと

はいじめた児童生徒の保護者との連携である。事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めることが大切である。

いじめた児童生徒自身には深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。いじめた子どもが自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るようにしていくためには、学校の教職員組織全体での継続的で粘り強い説諭や、当事者の子どもとの話し合いなどにとどまらず、地域の関係者などの協力も得ながら、情緒的な安定を獲得していく中で、規範意識や社会性を育成していく必要がある。また、必要に応じて警察や福祉機関との連携による指導も必要である。

(3) 集団全体の課題としてとらえる

いじめを見ていたり、同調したりした子どもの中にも様々な思いを抱えている子どもたちがいる。いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容を求めなければならぬ。はやしたてたり、おもしろがったりして見ている「観衆」や見て見ぬふりをしてきた「傍観者」であっても、いじめを受けている子どもにとっては孤独感や孤立感を強める存在であることを理解させ、当事者だけの問題ではなく、いじめが起こった集団一人ひとりの課題であることを認識させていくことが重要である。

(4) いじめ解消の判断

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、町教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害の子どもの様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害を受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害を受けた子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等に

より確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害を受けた子どもの支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害の子どもについては、日常的に注意深く観察する必要がある。

第2 いじめの防止等のために町教育委員会が実施する施策

1 いじめ防止等のための組織の設置

(1) 忠岡町いじめ問題対策連絡協議会の設置・運営

町教育委員会は、法第14条第1項に基づき、いじめ問題等に関する機関の連携を図るため、「忠岡町いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という）を設置する。

連絡協議会は、学校、教育委員会、警察関係等により構成し、以下の事項について協議を行う。

- ア. いじめ等の問題の実態把握及び根絶のための方策に関すること
- イ. 小中学校等の取組についての協議、情報交換等に関すること
- ウ. 啓発事業その他必要な事項に関すること

(2) 忠岡町いじめ防止対策推進委員会の設置・運営

町教育委員会は、法第14条第3項に基づき、連絡協議会との円滑な連携の下に、学校におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うために町教育委員会の附属機関として、「忠岡町いじめ防止対策推進委員会」（以下、「対策推進委員会」という）を設置する。

対策推進委員会は、弁護士や心理、福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者等で構成し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成し、その公平性・中立性を確保する。

なお、法第28条第1項に規定するいじめの重大事態にかかる調査を学校の設置者として町教育委員会が行う場合、この対策推進委員会を調査を行う組織とする。

2 いじめの防止等のために実施する施策

(1) 未然防止

- ・児童生徒一人ひとりがかけがえのない存在として大切にされ、安心して学ぶことができるような教育活動を展開できるよう人権尊重の精神に立った学校づくりを支援する。
- ・いじめの防止に資する活動であって、学校に在籍する児童生徒が自主的に行うものに対する支援、学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずる。
- ・学校に在籍する児童生徒及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対する必要な啓発活動を実施する。

(2) 早期発見

- ・いじめを早期に発見するため、学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。
- ・学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。
- ・学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上に必要な措置を講ずる。

(3) いじめに対する措置

- ・法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。
- ・いじめを行った児童生徒に対しては、改善に向けて適切な指導が行われるよう学校と連携して対策を行う。

第3 いじめの防止等のために学校が実施する施策

1 「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）の策定

学校は、法第13条に基づき、国や地方公共団体の基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な報告や、取組の内容等を「学校基本方針」として定める。

また、策定した「学校基本方針」については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民への周知を図るとともに、その内容を、必ず入学

時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明を行う。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

学校は、法第22条に基づき、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される組織を置く。

3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

(1) 未然防止

- ・いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
- ・児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ・集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ・教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) 早期発見

- ・いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ・日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は少なくとも学期に1回のアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

(3) いじめに対する措置

- ・いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校で組織的に対応しなければならない。
- ・いじめへの対応にあたっては、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

- ・いじめの解消については、本いじめ防止基本方針「第1の5（4）いじめ解消の判断」によるものとする。

第4 重大事態への対処

全国的には近年、残念ながらいじめにより児童生徒の生命や身体又は財産に関わるような重大な事態が起こっている。

こうした事態が発生した場合には、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」等を参考にし、第三者性を確保しながら事実関係を確認して、原因と課題を明らかにし、同じことが繰り返されないことがないよう対策を講じる必要がある。

そのため、町教育委員会及び学校は、より客観的な調査を行えるよう、関係機関と連携、協力する体制を整備する必要がある。

【重大事態の意味】

法第28条には、学校または学校の設置者が事実関係を明確にするための調査を行う重大事態として以下の場合が記されている。

○生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合

（例）・児童生徒が自殺を企図した場合

- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○いじめにより相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合

相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はこれにかかわらず、学校及び町教育委員会の判断で調査に着手することが必要。

1 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、校長は直ちに町教育委員会に報告し、町教育委員会は、町長に事態発生について報告する。

学校 → 町教育委員会 → 町長

2 調査の主体と組織

町教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断する。

(1) 学校が主体となって調査を行う場合

学校に常設している「いじめの防止等の対策のための組織」が調査を行う。町教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。

(2) 町教育委員会が主体となって行う場合

学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、対策推進委員会が調査を行う。

3 調査結果の報告及び提供

調査結果は、速やかに報告を行う。学校が主体となって調査を実施した場合は、町教育委員会を通じて町長に報告する。また、町教育委員会が主体となった場合も、町教育委員会が、町長に報告する。(法第30条第1項)

学校 → 町教育委員会 → 町長

また、学校又は町教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について説明する。

4 町長による再調査等

(1) 再調査の方法

- ① 3の調査結果の報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、報告結果について再調査を行う。
- ② 再調査は、公平性・中立性をはかるため、法第30条第2項に基づき、いじめ問題再調査のための組織を設置して行う。
- ③ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

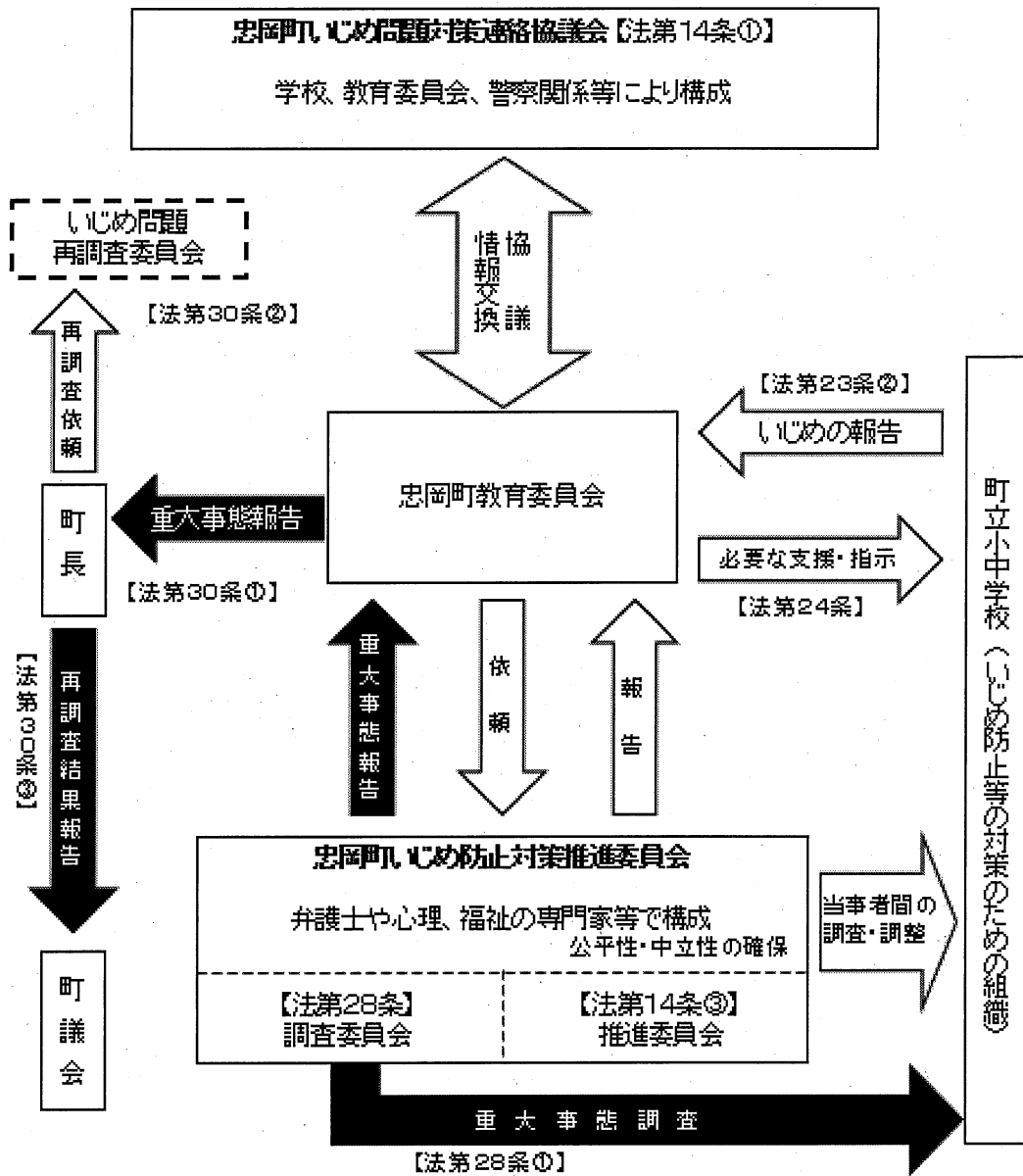
町長は、法第30条第3項に基づき、町立学校の再調査の結果を議会に報告し、再調査の結果を踏まえ、町立学校に対して当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じる。

第5 その他いじめの防止等のための対策に関する事項

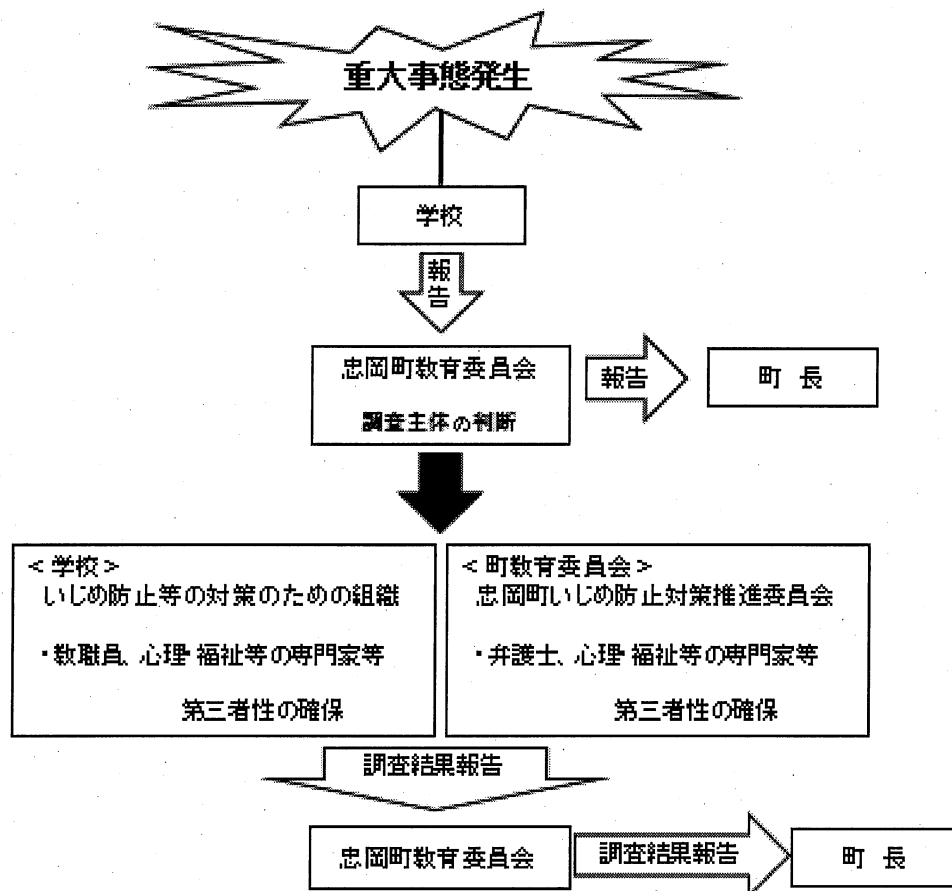
町教育委員会は、当該基本方針に定めるいじめ防止等の取組みが実効的に機能しているかを、必要に応じ、見直しを含めて検証する。

学校は、「学校基本方針」におけるいじめの防止等に向けた取組みについて、毎年度、評価・検証及び見直しを行う。

＜忠岡町いじめ問題対策連絡協議会・忠岡町いじめ対策推進委員会 関係図＞



< 重大事態発生時の対応フロー図 >



< 再調査が必要な場合 >

